

## 宇部市こどもの生活支援強化事業実施要綱

### (目的)

第1条 国の定める「地域こども生活支援強化事業実施要綱」に基づき、宇部市（以下、「本市」という。）において、多様かつ複合的な課題を抱えるこどもたちに対し、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、宇部市（以下「市」という。）とする。

### (実施者)

第3条 市が委託するこの事業の実施者は、こども食堂などの居場所型事業やこどもに対する宅食等の支援を行う民間団体等とする。

### (対象者)

第4条 多様かつ複合的な困難状況に置かれたこども等を対象とする。

### (事業内容)

第5条 実施者は、次の事業を組み合わせ、こども等を伴走的に支援することを基本として実施するものとする。

- (1) こどもの食事の支援（こども食堂、フードパントリーなど）、様々な体験や学習の機会の提供及び生活支援（文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の提供等）を行うことにより、多様かつ複合的な課題を抱えるこども等を発見し、必要に応じて見守り支援を実施する。
  - (2) 多様かつ複合的な困難な状況に置かれたこども等の状況を把握し、必要に応じて市、関係機関等に情報提供を行い適切な支援につなげる。
- 2 その他、市が必要と認める業務が発生した場合には、実施者は、市と協議の上、速やかに当該業務を実施すること。

### (実施方法)

第6条 実施者は、多様かつ複合的な困難状況に置かれたこども等の過程に対する状況把握について、市と協議の上、必要と認められた回数を実施し、必要に応じて、市と協議の上、追加して実施すること。

- 2 事業の実施にあたっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校等との連携を図り、支援が必要なこども等や家庭の把握に努めること。

- 3 支援が必要な子ども等や家庭を発見した場合は市や関係機関と連携して適切な対応を図ること。

(留意事項)

第7条 事業の実施場所は、地域の実情に応じて、既存の福祉・教育施設など地域にある様々な場所の活用に加え、子どもがアクセスしやすい場所での実施を図ること。また、良好な衛生環境、安全性を確保すること。

- 2 食事の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。
- 3 食材の確保については、フードバンクや寄付等の協力を得るよう努めること。

(個人情報の保護)

第8条 実施者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(実績報告)

第9条 実施者は、本事業に関する業務の実施状況を、毎月定期に市へ報告しなければならない。また、必要に応じて市と実施者は協議を行うこととする。

- 2 前項に定めるもののほか、実施者は、市の求めに応じ、本事業に関し、市が指示する事項を随時報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、実施者は、当該受託業務に係る契約期間が終了したときは、速やかに、その実施した事業の業務に関し事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。